

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 12 月 12 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1600763号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1600316号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B分店（以下「B分店」という。昭和35年4月1日に同社C支店（以下「C支店」という。）に名称変更。）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和35年3月1日から同年4月8日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

請求期間②について、請求者のA社D支店（以下「D支店」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和37年3月7日から同年2月21日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

請求期間③について、請求者のA社E支店（以下「E支店」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和37年8月2日から同年7月31日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和35年3月1日から同年4月8日までの期間、昭和37年2月21日から同年3月7日までの期間及び同年7月31日から同年8月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録する必要である。

事業主が請求者に係る昭和35年3月1日から同年4月8日までの期間、昭和37年2月21日から同年3月7日までの期間及び同年7月31日から同年8月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和35年3月1日から同年4月8日まで
② 昭和37年2月21日から同年3月7日まで
③ 昭和37年7月31日から同年8月2日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③について厚生年金保険の加入記録がない。同社の支店間での異動はあったが、途中で退職したことではなく、継続して勤務していたので、請求期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の加入記録及びA社（以下「本社」という。）から提出のあった請求者の氏名が記載された従業員名簿により、請求者は、請求期間①において、B分店及びC支店に継続して勤務（C支店からA社F支店（以下「F支店」という。）に異動）し、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、本社は、上記従業員名簿の記載内容により、請求者は、昭和35年4月26日にC支店からF支店に異動したと回答しているものの、オンライン記録により、請求者は、F支店が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月8日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同日とすることが相当である。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のB分店に係る昭和35年2月の厚生年金保険の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

請求期間②について、雇用保険の加入記録及び本社から提出のあった請求者の氏名が記載された従業員名簿により、請求者は、請求期間②において、A社G支店（以下「G支店」という。）に継続して勤務（昭和37年2月21日にA社H支店からG支店に異動）し、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、G支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年11月1日であり、請求期間②は適用事業所ではない。

しかしながら、請求者の請求期間②直後の勤務地も従業員名簿によりG支店となっているが、厚生年金保険に係る適用事業所はD支店であることが確認できるところ、請求者は、実際の勤務地はG支店であったが、同支店は、新規開設の支店であったため厚生年金保険に入っておらず、隣のD支店で厚生年金保険に加入したようだと陳述している。

また、G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員7人の同日前の厚生年金保険被保険者記録をオンライン記録で確認したところ、全員がD支店を適用事業所として厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該7人のうち一人は、同支店で厚生年金保険に加入していた当時の勤務地はG支店であった旨陳述しており、上述の請求者の陳述のとおり、同支店が適用事業所となる前は、同支店に勤務する者について、D支店を適用事業所として厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことがうかがえることから、請求期間②については、請求者も同様の取扱いであったと認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者のD支店に係る昭和37年3月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

請求期間③について、雇用保険の加入記録及び本社から提出のあった請求者の氏名が記載された従業員名簿により、請求者は、請求期間③において、E支店に継続して勤務（G支店からE支店に異動）し、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、本社は、上記従業員名簿の記載内容により、請求者は、昭和37年7月27日にG支店からE支店に異動したと回答しているものの、上述のとおりG支店が厚生年金保険の適用事業所となる前に同支店に勤務する者については、D支店を適用事業所として厚生

年金保険に加入させる取扱いであったと認められるところ、同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、昭和 37 年 7 月 31 日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できることから、同日とすることが相当である。

また、請求期間③の標準報酬月額については、請求者の E 支店に係る昭和 37 年 8 月の厚生年金保険の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600771 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600317 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 8 月 25 日から昭和 41 年 6 月 20 日まで

A社に勤務していた請求期間について厚生年金保険の加入記録がない。同社に勤務していることは確かなので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、請求期間当時の事業主は請求者の勤務について確認できない旨回答していることから、請求期間における請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が記憶するA社と一緒に働いていたとする同僚一人についても、同社における厚生年金保険及び雇用保険の加入記録は確認できない上、同社において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を有する 26 人のうち連絡先が判明した 13 人に照会を行い 11 人から回答を得たものの、請求者を記憶する者はおらず、請求期間における請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録を有する 26 人のうち、被保険者期間が請求者の請求期間（10か月）と同程度の短期被保険者期間（12か月以内）である者 10 人の雇用保険の加入状況を確認したところ、10 人全員について加入記録が確認できる上、9 人については厚生年金保険と雇用保険の被保険者期間が符合していることから、同社は請求期間において、従業員を厚生年金保険に加入させる場合は雇用保険にも加入させる取扱いであったことがうかがえる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番はないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600793 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600318 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

A社に係る資格喪失日が、昭和 57 年 11 月 30 日となっているが、同日まで勤務していたので、当該資格喪失日を同年 12 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社に係る離職日は昭和 57 年 11 月 29 日と記録されており、オンライン記録の資格喪失年月日（離職日の翌日）である同年 11 月 30 日と符合している上、B社から提出された従業員の社会保険の記録が記載されている名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 57 年 11 月 30 日、失業保険の離職日は同年 11 月 29 日である旨記載されており、請求者のオンライン記録及び雇用保険の加入記録と一致している。

また、請求期間にA社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者の退職日を記憶する者はいなかった。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、請求者と同様に、末日付で厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の一人から提出された給与明細書により、資格喪失月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが認められる。

加えて、請求者は給与明細書等の資料を保有しておらず、B社の担当者は、上記名簿のほかに資料は残っていない旨陳述していることから、請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。